

# 大館市農業委員会総会議事録

令和5年9月11日

# 大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和5年9月11日（月）午後1時57分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（17名）					
2番	渡邊 久雄	9番	斎藤 重春	16番	阿部 重信
3番	岩澤 トシ子	10番	石山 元一	17番	畠山 繁司
4番	富樫 俊昌	11番	小畑 美恵子	18番	藤盛 久登
5番	伊藤 昇	12番	嶋田 久美子		
6番	菅原 一成	13番	藤原 信雄		
7番	小林 大樹	14番	渡邊 久留美		
8番	安部 幸美	15番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（2名）					
1番	高坂 千悦	19番	小畑 純市		
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	鳥潟 克次			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	工藤 学			
6. 議事録署名委員	5番	伊藤 昇		6番	菅原 一成
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案

報告第 16 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 17 号	農用地利用集積等促進計画(第 1 号)の認可について
議案第 48 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 49 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 50 号	農用地利用集積計画の決定について (利用権設定)
議案第 51 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について

## 局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

## 安部会長

— 挨拶 —

## 議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

## 局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 17 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、1 番 高坂 千悦 委員、19 番 小畑 純市 委員より、都合により欠席するとの連絡がありました。

## 議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

## 議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 5 番 伊藤 昇 委員、議席番号 6 番 菅原 一成 委員にお願いします。

## 議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長 業務報告、その他報告事項等について説明。

- ・ 8 月総会から 9 月総会までの業務報告
- ・ 報告第 16 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通

知について

- ・報告第17号 農用地利用集積等促進計画(第1号)の認可について

**議長**

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

**15番(浅利 瑞穂 委員)**

報告16号のNo.176の解約ですが、4月に契約して今月解約ですが、経緯を知りたい。

**議長**

暫時休憩します。

**議長**

再開します。他にありますか。

他にないようですので、承認するものといたします。

**議長**

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第48号『農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

**局長**

8ページをお開き願います。

議案第48号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、これの処分(許可、不許可の決定)について意見を求める。

令和5年9月11日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

9ページをお開き願います。

内訳は、9ページのNo.41から43までの3件で、地目は田が3,267㎡、畑で10㎡、面積合計は3,277㎡であります。

譲受の事由は、No.41、42は「新規就農」、No.43は「経営拡張」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項各号（第1号～第6号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第48号 No.41から43までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 18番(藤盛 久登 委員)

No.41、42の譲受人は農家であったと認識しているが、経緯について知りたい。

## 事務局

大館市から転出しており、この度、転入し、この土地を譲り受けて就農するため「新規就農」と致しました。

## 議長

他にないようですので、議案第48号 No.41から43までについて、原案のどおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

## 議長

次に、議案第49号『農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

10ページをお開き願います。

議案第49号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 5 年 9 月 11 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

11 ページをお開き願います。

内訳は、11 ページのNo.19、20 の 2 件で、地目は畑で 993 m<sup>2</sup>であります。

転用の目的ですが、No.19、20 の各譲渡人から譲り受け共同住宅を築造しようとするものです。

次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、大館鳳鳴高等学校から西に、約 700m に位置する第 1 種低層住居専用地域の 3 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の(1)のエの(ア) の b の(c)に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.19、20 の位置図及び配置図は、12、13 ページに記載のとおりであります。

#### 議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.19、No.20 の現地調査の結果を議席番号 4 番の 富樫 俊昌 委員よりご報告願います。

#### 4 番(富樫 俊昌 委員)

4 番の 富樫 俊昌 です。

議案第 49 号について、去る 8 月 30 日に 渡邊 久雄 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

議案第 49 号No.19 とNo.20 は一体利用でありますので併せて説明いた

します。

申請法人がNo.19 とNo.20 それぞれの譲渡人の農地を譲り受し共同住宅を建築しようとするものです。

申請地は 12 ページの位置図になります。この場所は、いづく東台店から市道 新町長根山線を東に約 300m進んで左折し、市道 有浦東台線を 100m進んで右折、市道 長根山 2 号線を 260m進んだ右側の農地で、現在は休耕地として管理され、周りに農地はございませんでした。

13 ページの配置図をご覧ください。転用に当たっては、0.60m盛土します。北側は市道に高さを合わせて出入口とし、東西そして南側は、隣接地に既存の擁壁が設置されており、土砂流出は発生しない計画です。

雨水排水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は公共下水道へ放流する計画であることから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

**議長**

ただ今、富樫 俊昌 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 49 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

**議長**

ないようですので、議案第 49 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

**議長**

次に、議案第 50 号『農地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

**局長**

14 ページをお開き願います。



議案第 50 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 5 年 9 月 11 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は 15、16 ページの、令和 5 年度農用地利用集積計画（第 6 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております、

決定依頼の件数は、新 - 222 から新 - 240 までの 19 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。新規の契約期間、5 年が 3 件、10 年が 16 件で、地目は田で 59,054 m<sup>2</sup>と畑で 1,614 m<sup>2</sup>、面積合計が 70,668 m<sup>2</sup>であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

**議長**

それでは、議案第 50 号 新 - 222 から 240 までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

**議長**

ないようですので、議案第 50 号 新 - 222 から新 - 240 までについて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送

付することとします。

## 議長

次に、議案第 51 号『農地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

17 ページをお開き願います。

議案第 51 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 4 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(案)について、大館市長から意見聴取依頼があったので、これを回答するにあたり意見を求める。

令和 5 年 9 月 11 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は 18 ページの、令和 5 年度農用地利用集積等促進計画（第 3 号）の権利を移転するものが記載されております、

決定依頼の件数は、権 - 20 から 22 までの 3 件であります。

権利移転の地目は田で 25,045 m<sup>2</sup>であります。

権利の移転を受ける者の住所・氏名、権利の移転をする者の住所・氏名、権利を移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積等促進計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

それでは、議案第 51 号 権 - 20 から 22 までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 5 番(伊藤 昇 委員)

議案第 51 号の内容について以前にも同じ案件があったのか。

## 事務局

議案の 50 号と 51 号は、同じように見え混同しているかもしれませんが、「農業経営基盤強化促進法」の改正に伴い、令和 7 年 3 月までに「地域計画」を作成することに伴い「農用地利用集積等促進計画」に移行して行くこととなります。移行までは猶予があり、その間は 2 つの議案が発生します。

### 16 番(阿部 重信 委員)

移行するのはわかったが、契約年数とかが入ってくるのか。

## 事務局

今後、議案作成時に検討する。

### 2 番(渡邊 久雄 委員)

地域計画はどこで作成するのか。

## 事務局

作成は大館市(農政課)で作成するが、その基となる「目標地図」は農業委員会で作成する。

### 18 番(藤盛 久登 委員)

集積計画と集積等促進計画で面積がダブることはあるのか。

## 事務局

それはないです。

### 7 番(小林 大樹 委員)

目標地図作成について、住民の意向を基に作成するとなっていると思うが非常に難しい、市としての考えはどうなのか。

## 事務局

前は「人・農地プラン」でした。名前をかえただけで内容は同じです。やることも同じです。

## 議長

他にないようですので、議案第 51 号 権-20 から 22 までについて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

- ・当面の行事日程について説明する

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

- ・連絡事項なし

これをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 12 分終了

---

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5 年 9 月 11 日

議 長

---

議事録署名委員 5 番

---

議事録署名委員 6 番

---

## 農地法第3条調査書

議案第48号 No.41	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市柄沢字柄沢・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		宮城県岩沼市北長谷字畑向山・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市柄沢字柄沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の住まいは申請地の隣にあり、同居親族の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況、申請面積からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地はこれまで譲受人の親族が家庭菜園を行ってきた。今後は譲受人が申請地を取得し、営農することにより、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、8月28日、安部幸美 農業委員と伊藤昇 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

## 農地法第3条調査書

議案第48号 No.42	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市柄沢字柄沢・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市柄沢字丸山下・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市柄沢字柄沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の住まいは申請地の隣にあり、同居親族の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況、申請面積からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地はこれまで譲受人の親族が家庭菜園を行ってきた。今後は譲受人が申請地を取得し、営農することにより、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、8月28日、安部幸美 農業委員と伊藤昇 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

## 農地法第3条調査書

議案第48号 No.43	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町笹館字大原木・・・外・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		神奈川県伊勢原市東成瀬・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字笹館・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が耕作する目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、8月25日、岸 恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない